

「(仮称) 調布市手話言語条例 (案)」及び 「(仮称) 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例 (案)」について

1 条例の性格

(1) (仮称) 調布市手話言語条例

独自の「言語」としての手話の理解と普及を図るもの

(2) (仮称) 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例

様々な障害特性に応じた意思疎通(コミュニケーション)に関する手段、配慮、支援等の理解と普及を図るもの

2 検討経過

- ・ 障害者団体、関係機関、学識経験者、市民代表等で構成する「調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会」を設置し条例の内容について検討を実施
- ・ 委員会での議論を踏まえ、「手話は言語である」ということと、日本語を伝えるための意思疎通の支援は、根本が異なるものとして、2つの条例案として作成

第1回委員会 令和5年11月29日(水)

第2回委員会 令和5年12月19日(火)

第3回委員会 令和6年1月30日(火)

第4回委員会 令和6年3月5日(火)

第5回委員会 令和6年5月14日(火)

パブリック・コメント手続き 令和6年6月5日(水)～7月4日(木)

第6回委員会 令和6年7月16日(火) (予定)

委員会の資料及び議事録は、調布市ホームページで公開しています。

3 条例案

別紙のとおり

